

# 「短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定：第0872000195号)

当事業所はご契約者（利用者）に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1 施設運営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 豊里園       |
| (2) 法人所在地 | 茨城県つくば市上郷1438番地3 |
| (3) 電話番号  | 029-847-4194     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松崎 百合子       |
| (5) 設立年月  | 昭和59年 7月 5日      |

## 2 事業所の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類    | 指定短期入所生活介護事業所・平成12年 2月29日<br>茨城県指定：第0872000195号   |
| (2) 事業所の目的    | 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。  |
| (3) 事業所の名称    | 特別養護老人ホーム 美健荘   |
| (4) 事業所の所在地   | 茨城県つくば市上郷1438番地3  |
| (5) 電話番号      | 029-847-4194  |
| (6) 施設長氏名     | 松崎 良範   |
| (7) 当事業所の運営方針 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 本事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨および内容に沿ったものとします。</li><li>2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、該当する利用者については個々に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。</li></ol> |

- 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供します。

(8) 開設年月 昭和60年 7月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休
受付時間	24時間受付

(10) 利用定員 10名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、2人部屋になります。

居室・設備の種類	室数	備考
2人部屋	5室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	歩行練習用階段 移動式平行棒・その他
浴室	2室	一般浴槽・機械浴槽
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でのその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者（利用者）や家族等と協議のうえ決定するものとします。



<サービスの概要>

① 居室の提供

② 食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食事にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	7 : 3 0 ~	8 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0 ~	1 2 : 3 0
夕食	1 7 : 3 0 ~	1 8 : 0 0

③ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。 \*入浴日 月・火 木・金
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助をします。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービスの利用料金（一日あたり）>（契約書第9条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住・食事に係る自己負担額と介護給付外のサービス費用の合計金額をお支払い下さい。（サービス利用料金は、利用者の要介護度と負担割合証に記載される負担割合に応じて異なります。）

美健荘ショートステイ 1日あたりの利用料金

(1) ご利用者の要介護度とサービス基本料金 【1割の方】	要介護 1 603 円	要介護 2 672 円	要介護 3 745 円	要介護 4 815 円	要介護 5 884 円
(2) サービス体制強化加算Ⅲ 【1割の方】	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
(3) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 【1割の方】	85 円	95 円	105 円	115 円	125 円
(4) 地域区分費 5級地 【1割の方】	39 円	43 円	47 円	52 円	56 円
(5) 居住費	915 円				
(6) 食事代	1,445 円				
1日あたりの合計金額 (概算)	3,093 円	3,176 円	3,263 円	3,348 円	3,431 円
2割負担の方 1日あたりの合計金額 (概算)	(1)～(4) の料金2倍 +居住費と 食費 3,825 円	(1)～(4) の料金2倍 +居住費と 食費 3,991 円	(1)～(4) の料金2倍 +居住費と 食費 4,166 円	(1)～(4) の料金2倍 +居住費と 食費 4,335 円	(1)～(4) の料金2倍 +居住費と 食費 4,502 円
3割負担の方 1日あたりの合計金額 (概算)	(1)～(4) の料金3倍 +居住費と 食費 4,557 円	(1)～(4) の料金3倍 +居住費と 食費 4,807 円	(1)～(4) の料金3倍 +居住費と 食費 5,069 円	(1)～(4) の料金3倍 +居住費と 食費 5,323 円	(1)～(4) の料金3倍 +居住費と 食費 5,573 円
送迎(片道)	222 円(概算)【1割】 443 円(概算)【2割】 665 円(概算)【3割】				
緊急時対応加算	緊急で受け入れた場合 1日 109 円(概算)【1割】 1日 218 円(概算)【2割】 1日 326 円(概算)【3割】 最大14日上限				
30日超過	1日 10割負担 月々の支払い1日あたり -36 円【1割 概算】 -72 円【2割 概算】 -108 円【3割 概算】				

○未実施等の減算要件について

① 身体拘束廃止未実施減算 ※新設

身体拘束等の適正化を図るための措置\*が講じられていない場合

\*身体拘束等の適正化を図るための措置

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

※令和7年4月1日より適用

② 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

③ 業務継続計画未策定減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなった場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◇ 当施設の居住費・食事の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税）や生活保護を受けておられる方で負担限度額認定証をお持ちの方は、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		利用者負担 段階	居住費	食事
			多床室	
生活保護受給者		第1段階	0円	300円
全員が市町村民 税非課税世帯	年金収入等 80万円以下 貯蓄額 単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	第2段階	430円	600円
	年金収入等 80万円超 120万円以下 貯蓄額 単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	第3段階①	430円	1,000円
	年金収入等 120万円超 貯蓄額 単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	第3段階②	430円	1,300円
上記以外の方		第4段階	915円	1,445円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額

\* 食事に係る自己負担 1日 1,445円(朝食 325円 昼食 590円 夕食 530円)

(1) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 利用者の希望により、理髪サービスが受けられます。

理容師による理髪サービスを行った場合

料金 1,500円

- ② レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく  
ことが出来ます。  
料金 無料
- ③ 証明書発行料  
1通 料金 200円
- ④ 電気代  
テレビ、電気毛布、ラジカセ等を1品使用するごとに  
1日 料金 50円
- ⑤ 買い物代行 1人1回 200円 月1~2回の売店購入時実費  
購入した分の代金は自己負担となりますので、美健荘利用料と合わせて  
別途請求となります。
- ⑥ 複写物の交付  
ご契約者（利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧で  
き、必要に応じて複写物を交付いたします。  
料金 無料
- ⑦ 死亡時の処置料 料金 3,000円

☆ オムツ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

- (2) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）  
前記の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。（窓口での現金支払い）
- (3) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）  
○ 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。



- サービス利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合であっても、取消料は頂きません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を契約者（利用者）に提示して協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

#### （４） サービス利用に当たっての留意事項

##### ○ ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

##### ○ 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

##### ○ 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

##### ○ 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

○ 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

○ 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

○ 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

○ 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

5 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

（1）事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 【氏名】 増田 未津紀

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

9：30～18：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

つくば市役所 高齢福祉課担当者	所在地	茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1
	電話番号	029-883-1111（代表）
	受付時間	8：30～17：15
茨城県社会福祉協議会	所在地	水戸市千波町1918
	電話番号	029-241-1133（代表）
	受付時間	8：30～17：15

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 美健荘  
説明者 職名 生活相談員  
増田 未津紀 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 氏名 印  
署名代行人  
住所  
氏名 印